定額減税補足給付金（不足額給付）対象確認フローチャート

令和７年１月１日時点で上峰町に住民登録がある
（住登外課税者を含む）

いいえ → 令和７年１月１日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください

はい ↓

合計所得金額が1,805万円以下である

はい ↓

令和６年度定額減税を受けている

いいえ ↓

令和５・６年度に非課税・均等割世帯給付金の
対象世帯として世帯主・世帯員に該当した

はい → **支給対象外**です

いいえ ↓

以下の１・２のいずれにもあてはまる
１.所得税・住民税所得割ともに定額減税前の税額が０円
２.税制度上、「扶養親族」から外れてしまう所得割非課税
※主に青色事業専従者、事業専従者（白色）の方

はい → **不足額給付Ⅱ**の対象となる可能性があります

いいえ → 令和６年分所得税または令和６年度住民税で定額減税しきれない額がある

はい → **支給対象外**です

いいえ ↓

定額減税しきれない額の合計額（１万円未満切り上げ）
の全額が令和６年度調整給付金の対象となっている
（未申請・辞退を含む）

はい → **不足額給付Ⅰ**の対象となる可能性があります

いいえ → 令和６年度定額減税を受けている

はい → **支給対象外**です

いいえ ↓

令和５・６年度に非課税・均等割世帯給付金の
対象世帯として世帯主・世帯員に該当した

はい → **支給対象外**です

いいえ ↓

以下の１・２のいずれにもあてはまる
１.所得税・住民税所得割ともに定額減税前の税額が０円
２.税制度上、「扶養親族」から外れてしまう所得割非課税
※主に青色事業専従者、事業専従者（白色）の方

はい → **不足額給付Ⅱ**の対象となる可能性があります